

農とみどりに囲まれ、みんなが集い・支え合う。
そんな野間を育むために。

野間地区

里づくり計画



平成16年3月
野間里づくり協議会

平成15年度篠山市里づくり計画策定事業

ご挨拶

会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、野間地区里づくり計画書の完成に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

私たちの住む野間集落は、篠山川の恵みにより緑豊かな環境が形成され発展してきました。恵まれた素晴らしい環境、先人たちが伝え残された歴史遺産や文化を後世に伝え残すのが我々の使命であると思います。

こうした使命を果たし、より良い野間の里づくりをすすめるため、各専門部会での協議の結果、本里づくり計画が策定されたことは喜ばしい限りです。

集落経営部に付きまして

野間地区では各戸ほとんどが農家であり、農地と共に暮らして来ました。ところが近年農業経営が困難になり農業離れがすすむ中、この農地を保全しつつ適切な開発をおこない地域の活性化を図ることが望まれます。また、そのためには人口を増やすことも重要です。

この度の里づくり計画ではそうした考えに沿った理想的な土地利用計画が出来たと喜んでおります。

生活空間部に付きまして

集落点検図にありますように、鎮守の森周辺、公民館の桜、弘さんの山の桜、藤の木などの保全とともに、村山の里山として復活(公園化)、墓地の美化、花の里の推進などの計画が策定されました。

コミュニティ部に付きまして

広報誌の発行、文化教室の開催、野間の歴史の編纂など集落のコミュニケーションを図る活動をおこなうこととしました。

このような理想的な野間地区里づくり計画が会員の総意によって策定されました。なお、篠山市緑豊かな里づくり条例に則った本計画策定にあたりましては、篠山市の担当の方々および(財)丹波の森協会の中塚先生に様々なご協力をいただきました。この場をかりてお礼を申し上げます。

最後になりましたが、この計画を基に、私たちの野間が住民、地区に関係のあるみんなが支えあえる地域として育っていくことをご祈念申し上げましてご挨拶と致します。

平成 16 年 3 月

野間里づくり協議会

会長 安井 均

目次

はじめに	1	里づくり計画	13
1. 里づくり計画策定の背景と目的		0. 野間の里づくりをすすめる体制	
2. 計画策定の方法(名称・組織・経過)		1. 集落マネジメントをおこなう	
3. 計画区域		2. 土地利用と建物に関する取り決め	
野間のすがた ~現状と課題~	5	3. 快適な生活空間づくりをすすめる	
1. 野間の概要		4. コミュニティづくりをすすめる	
2. 集落の再点検		・ 現況土地利用図	
: 野間の良いところ・悪いところ		・ 集落点検図	
3. 住民意識		・ 現行法規制図	
: アンケート調査より		・ 土地利用計画図	
4. 野間の将来ビジョン		・ 将来構想図	
: こんな野間にしたい		・ 里づくり計画の達成を担保するための借置	
		参考資料	33
		1. 野間里づくり協議会規約	
		2. 組織体制	
		3. 活動計画	

. はじめに



里づくり協議会設立総会

1 里づくり計画策定の背景と目的

古来当村は水辺にありながら水不足の年にはずいぶん苦心したそうです、助け合って井関を築き、水の神様 弁天さんを祭り旱魃にも恵みを得ていました。

住民のほとんどは農家で運命共同体、照るにつけ降るにつけても話題は農事、協力の姿勢は他にはなく、取水事業、生産組合などが実をあげてきました。

近年には、農地は区画整理が完成し、県道は立派に歩道も付き、弁天橋も近在一番の橋として出来あがりました。

しかしその一方で、高齢化は進み子どもの遊んでいる姿も見かけなくなりました。

今後集落はどうなるのでしょうか。

跡継ぎがない、空き家が出来、農地は草原となり山は荒れていく。パプルの頃のように、虫食いの土地買収、無計画の開発で雑居地となっては困る。

わが集落は荒らしたくない、いい村、豊かな村、潤いのある村、美しい村、住みよい村、仲良い村を目指したい。

先人の残した協力の姿勢を大切に、幾度もの苦難を乗り越えた経験を生かして、高齢化、少子化も不安でない、夢や希望にあふれる村にしたい。

そうした住民の想いを具体化する方法を模索するなか、この度、篠山市の協力を得て、「篠山市緑豊かな里づくり条例」に基づく里づくり計画の策定をおこない、これに沿ったむらづくりをすすめることとなりました。



2

計画策定の方法（名称・組織・活動経過）

- ・この計画は「野間地区里づくり計画」と称します。
- ・この計画は「野間里づくり協議会」が策定します。野間里づくり協議会は、原則として、次頁に示す活動区域内に住所を有する者、土地もしくは建築物等を所有する個人（世帯主ではなく、家族全員）で構成され、書面における署名押印にて、そのほとんどすべての賛同を得ました。協議会組織には、会長、部会長、副部会長、事務局会計、補佐役の役職と3つの専門部会（集落経営部、生活空間部、コミュニティ部）を設けました。
（詳しくは、参考資料「野間里づくり協議会規約」を参照）
- ・活動は平成14年8月から勉強会、地域点検、先進地視察をおこない、平成15年の7月から本格的に策定作業をすすめました。策定作業は、3つの部会に分かれて検討した原案をもとに全体協議をおこなうことによってすすめました。また、アンケート調査も併せておこない住民意見の集約をおこないました。こうしてまとめた最終計画案について説明会および閲覧をおこなった後、平成16年3月に野間地区里づくり計画を策定しました。

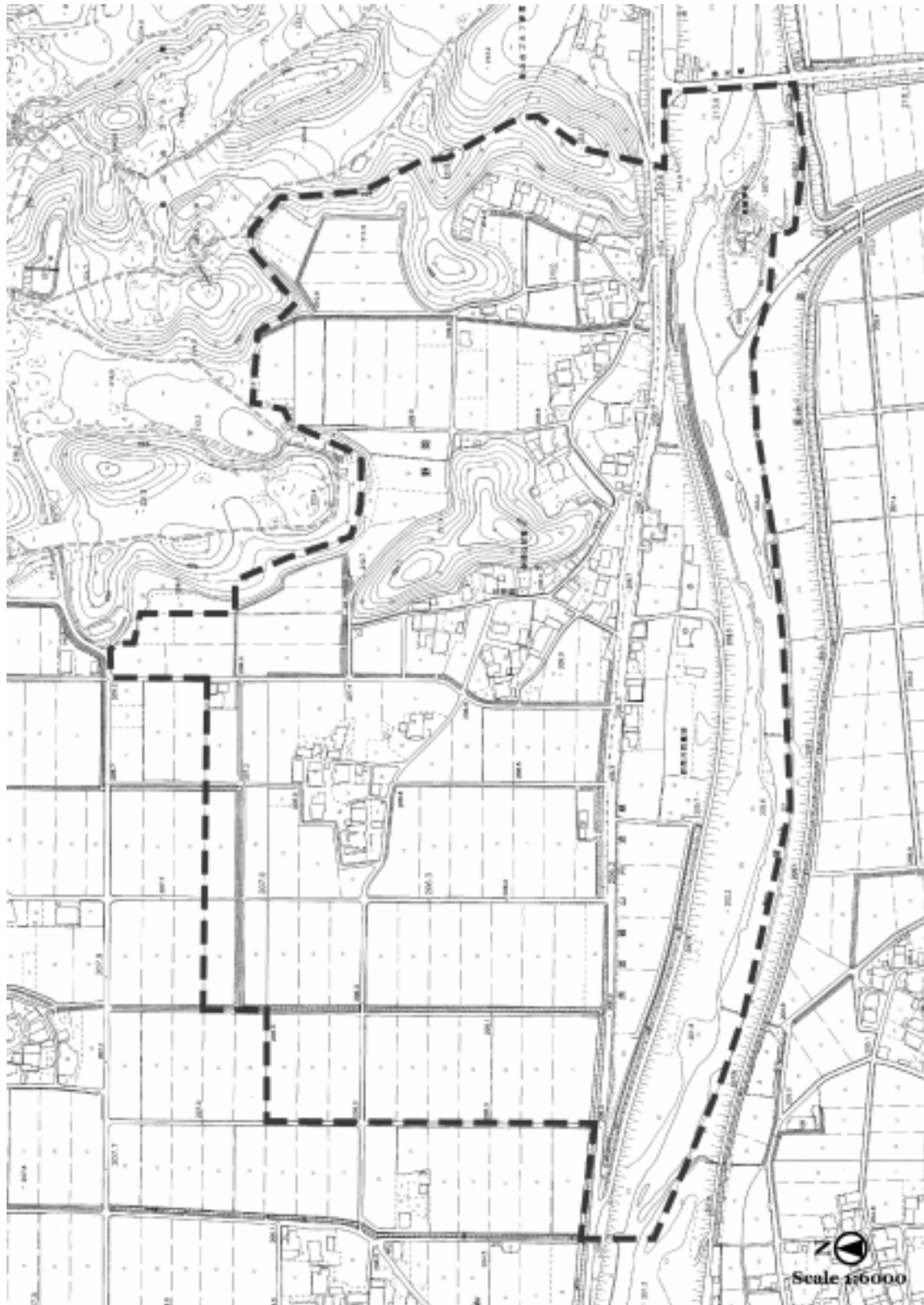
活動の経緯

平成14年 8月29日	里づくりについて～住民が主役の時代へ～（事業説明・勉強会）
10月30日	意見交換会「野間の良いところ悪いところ」
11月30日	地域点検作業（地域資源の発掘）
平成15年 2月08日	視察「鳥取県智頭町『1/0の村おこし運動』」
3月26日	14年度の活動のまとめ、主な目標の設定
7月13日	野間里づくり計画策定にむけて再出発（策定方法について）
8月31日	合同作業会（部会の結成、会長・事務局長の選考）
10月04日	合同作業会（組織体制・協議会規約の提示）
12月14日	野間里づくり協議会設立総会、合同作業会（計画原案の提示）
12月20日	アンケート調査の実施
16年 1月25日	コミュニティ部 里づくり広報紙「べんてんさん」第1号発行
2月29日	合同作業会（主に土地利用計画について）
3月21日	里づくり計画案の全体確認
3月27日	里づくり計画案の縦覧公告

3

計画区域

- ・この計画書に記載する適用範囲は篠山市野間内の下図のとおりである。
- ・計画区域の面積は、約 48.8ha である。



・野間のすがた
～現状と課題～



集落と氏神を結んでいた旧弁天橋
(1996.8.3 神戸新聞より)

1 野間の概要

概要

篠山市野間地区は、篠山城の東方、約 3km に位置し、地区南に県道篠山丹波線および篠山川が東西に走っています。集落は県道沿いに約 1km にわたって広がっています。篠山川の中州には篠山藩の雨乞い霊地とされた巖島神社が鎮座し、神社を中心とした豊かな水辺空間が形成されています。

南東方向には八上城跡がある高城山が集落の借景となって眺められる他、東には篠山盆地特有の小丘があり一部はゴルフ場として利用されています。また、西部には区画整理された農地が広がり水稻や丹波黒大豆などが生産されています。

人口は 139 人、世帯数 52 で、そのほとんどが兼業農家です。

篠山市街地から 2km 程度という立地条件から近隣に篠山中学校や障害者支援センターなどの公共施設が立地し、幹線市道整備の計画も進められています。

その一方で、少子高齢化、それともなう農業離れが進んでおり、農業の活性化、土地の適正な利用によって、こうした問題を解決することが課題となっています。

自然条件

野間の気候は、篠山市全般と同じく内陸型気候で、冬は日本海からの寒波の影響も受け寒気は比較的厳しく夏は高温です。秋から冬にかけては盆地特有の濃霧が発生します。

地形は、中央部の丘陵地を中心に、集落南部・西部に広がる谷底平野（氾濫原）と、北東部の丘陵地（人工改変地：ゴルフ場）の間に広がる 15～30° の中間斜面の 2 つに大きく分けられます。土壌をみると、北部は一般に地下水水位が高く排水がやや不良なグライ土、篠山川に沿った南部はやや排水が良い低地土となっています。また、植生では中央部および東部のゴルフ場利用されていない丘陵地にスギ - ヒノキ群落が広がっています。

土壌分類図



社会条件

(1) 歴史

1億年以上前、篠山盆地は湖でした。その後、沼沢であった時代が長く続いたことから、市内には水にちなんだ地名が多くなっています。野間もその一つであり、「沼」がなまったものとも言われています。(篠山百年史より)

天正3年(980)2月2日の某寺資財帳(金比羅宮文書)に丹波国内の諸庄の一つとして「野間庄」3町歩余と記されており、奈良東大寺の朝南が建立した京都の寺院の所領でした。また、その後は法金剛院(現京都市右京区)領「安行庄」の一带に含まれたと推定されます。

慶長13年(1608)の多紀郡桑田津之国帳に「野間村」と記され、高211石余とあります。また、正保郷帳では田高188石余、畠高23石余、「丹波志」では安行庄のうちで、高246石余とあります。

その後、明和8年(1771)の篠山全藩一揆では庄屋の喜兵衛、肝煎の長左衛門が役儀取上げのうえ、過料銭10貫文あるいは5貫文に処せられている記録もあります。(安永3年(1774)「多紀郡中強訴一件仕置相伺候書付案」小林家文書)

天明3年(1783)の「篠山領内高並家数人数里数記」では、新庄組で家数55、人数247とあり、また、「多紀郡明細記」によれば、山役米1石8斗のほか薪18荷余、瓦焼木9束を納め、家別51、人別208、牛19で氏神は森八幡宮。篠山川の中洲に巖島神社を祀り、篠山領内の「雨乞の霊地」となったという記録があります。

(2) 主な文化財等

縁結び地蔵

今から670年程前に野間と新荘の両集落が宮祭礼で大喧嘩となり縁切り地蔵を創建し、その後は長きに渡り交流がなかった。しかし昭和48年5月に両集落の総意により縁結び地蔵を創建し、両集落の交流を計った。



藤の木

昔、野間井垣の里と安行の里で野間集落が東西2分されていた。この境界になっていたのが藤の木であった。2分されていた里の勢力あらいがあり、野間を一つにするため八幡神社の合併共同墓地等が建設されることとなった。

鎮守の森

大芋川の流れの真ん中にある丘陵で後に猿ヶ島と呼ばれる島となった。激流が両岸に溢れ河中に岩盤が突起している。梅雨、台風時の水害を守る水の神様弁財天が奉じられた。

敵島神社

波多野氏が勧請したものは現公民館境内南側の庚申堂に祀られている。徳川時代の篠山藩主松平氏が奉納したものである。本尊は五穀豊穡を祈願し、地域住民の水の神として信仰している約25センチの弁財天(頭に白蛇があり、手4対それぞれの持ち物あり、極彩色、女身)の立像である。神代以来、篠山川はその源の48滝から壺川であり、弁財天はこの川の守り神として鎮座されている。篠山川を汚したり損じたりすることは神意にそむくことになるとされ、7月7日のお祭りは川を清める意味がある。



西八幡神社

創建者不明。新荘の轟八幡、沢田の八幡と共に鎌倉鶴岡八幡の系統と伝えられている。

本尊：天神様のようなお姿。脇像：恵比須大黒

東八幡神社

創建者不明。佐々婆神社と同系の宇佐系といわれる。

本尊：大日如来

広峰神社

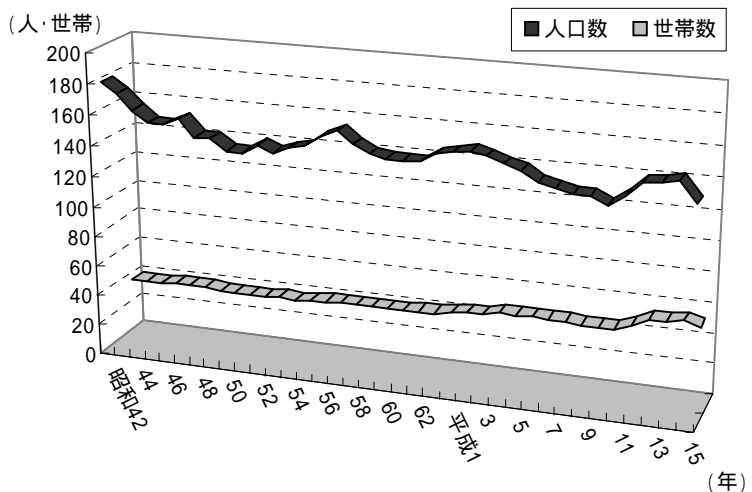
祭神はスサノオノミコトである。京都の八坂神社は、京都に悪疫が流行して止まる所を知らなかった時、広峰神社のご分霊を姫路から勧請奉して治まったという言い伝えがあり、悪病の神様である。

(3) 人口、世帯

平成15年10月現在、野間の人口は139人、世帯数は、52です(住民基本台帳)。

昭和42年(人口180人、32世帯)と比べると、世帯数は徐々に増えているが、人口は減っています。

少子高齢化により一世帯あたりの人数が減っていることが分かります。



2

集落の再点検 : 野間の良いところ・悪いところ

- ・ みんなで集まり、野間の「良いところ」、「悪いところ」として意見を出し合った結果をまとめました。
- ・ また集落を歩き、集落の点検を改めておこなった結果を地図に記入してまとめました（「現況土地利用図」p.27、「集落点検図」p.28を参照）。

良いところ

景色がいい / 秋の夕焼けが美しい / 日当たりがいい / 季節の移り変わりが美しい / 天災が少ない / 季節の移り変わりを肌で感じる / 地震がなくて台風がなくて平穏 / 空気がきれい / 静か / 住みやすい場所である

用水に不自由させない / 下水が出来て良かった / 水の不自由を感じない

交通の便がいい方である / 町にちかく買い物等が便利 / 道が良くなった

生まれ育ったので愛着がある / 食べものが美味しい / 1人1人の人間性が良い / 「～ちゃん」と呼ぶ / ローカルなところがいい / 良く集まっている方である

納涼大会（企画・みんなで参加）

× 悪いところ

跡継ぎが少ない / 子供の数が少ない / 農業の担い手がいない

川が汚くなった /

歩道が切れる / 交通事故が多くなった / 夜になると暗く寂しくなる

話が一人歩きする / 催し物をしても集まりが悪い / よく言えば控え目、悪く言えば非協力 / 自分の思っていることを表現しない / 住民同士のふれあいがいい / コミュニケーション不足 / 人間関係があまり良くない・悪い / 会議等で発言しないで後で話をする / 会議などでは自分の意見を発言しない / あぜ道での話が少なくなった / 封建的なところがある / 挨拶がない。特に若い人 /

冠婚葬祭が負担

3

住民意識 : アンケート調査より

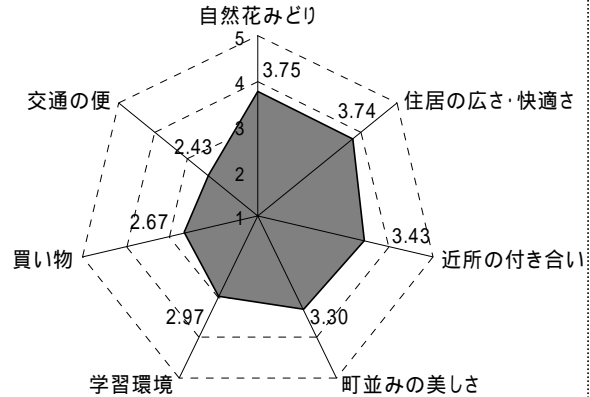
野間に対する全般的な意識

野間は良いところと思う？

はい	57.0%
どちらでもない	38.6
いいえ	4.3

満足度

(5段階評価: 5非常に満足、1非常に不満、3どちらでもない)



住宅地や商業地の開発は賛成 or 反対？

環境に配慮してある程度の開発	52.7%
開発は最小限に抑えるべき	37.8
環境はある程度損なわれるが積極的に開発	9.5

人口減少への対策

親戚や子どもがリターンしやすい環境づくり	57.7%
「交流人口」を増やす	37.8
新たな住宅地開発	9.5
減ってもかまわない	11.3

農業や農地について

耕作困難な田畑の今後の管理方法

農作業受託組織に任せる	50.0%
集落ぐるみで協力する体制づくり	30.6
専業農家に任せる	16.7
放置する	2.8

これから望まれる農地の活用方法

市民農園など交流	38.1%
従来どおりの農産物生産	27.0
住宅地に転用	14.3
景観形成・ビオトープ	9.5
商工業地に転用	7.9

5年後の農業の展望(農家のみ)

現状維持	37.3%
農業をやめる(貸す・売る)	23.6
わからない	21.6
農業を縮小(貸す・売る)	15.7
農業を拡大	0

困ってること(農家のみ)

田作り・排水・畦などの管理
高齡化・後継者不足
採算があわない
労働力不足 / 農機具が高い / 農薬
散布の苦情

生活環境について

整備したいものベスト5

集落内の街灯
公園(村山の整備を含む)
歩道の延長
住民憩いの施設
入口の目印
以下、戸建住宅・コンビニ・特産品工場など

他に具体的な案には

里山の公園的整備、分譲住宅、分譲墓地、歩道の延長、市道の拡幅、防犯灯、働く場所、テレビの電波、遊歩道・サイクリング道

好きな場所ベスト3

鎮守の森/巖島神社周辺 (ダントツ1位!)
篠山川
公民館の榿と桜



改善したい場所

墓地周辺、村の山、荒れた農地

野間に増えて欲しい花・木

パンジー、
チューリップ
コスモス

桜
さざんか
キンモクセイ、紅葉

コミュニティ・住居について

充実・改善したいことベスト5

高齢者福祉
冠婚葬祭の簡略化
祭礼など伝統行事の活性化
バスの増便
野間からの情報発信
以下、懇親イベント・文化教室など

他に具体的な案には

頼み会などで楽しく意見交換、世代間のコミュニケーション、コミュニケーションの場所・核となる人づくり、運動会などのイベント

今後どこに住む？

野間	68.5%
決めていない	13.7
どこでもいい	9.6
野間以外	9.2

里づくり活動に積極的？

どちらでもない	44.4%
どちらかといえば積極的	33.3
どちらかといえば消極的	9.7
非常に消極的	8.3
非常に積極的	4.2

回答者(人) 75(男女 = 33:36、不明6)

年齢(人) 10~20代:6、30~40代:20、50~60代:26、70~80代以上:32

4

野間の将来ビジョン：こんな野間にしたい

- ・ 集落の再点検やアンケートをとおして出された「こんな野間にしたい」という意見をまとめました。
- ・ キャッチフレーズを「農とみどりに囲まれみんなが集い・支えあう野間の里」としました。

集落全般

- ・ ムラの組織の簡略化
- ・ 環境に配慮した開発のある程度の誘導
- ・ 子供がたくさんいるムラ
- ・ 子供が帰ってきやすいムラ
- ・ 古い生活道具や農具、技術を伝えるムラの図書館
- ・ 古き良き習わしを顧みながら新しいものをつみあげる

農業

- ・ 農地の保全
- ・ 特産品をつくる（弁天漬けなど）
- ・ 生産組活活性化
- ・ 農業で儲かるように・生活できるように
- ・ 集落で農産物を販売する
- ・ 都市との交流を展開

農とみどりに囲まれ
みんなが集い・支えあう
野間の里

生活の空間

- ・ 花の里にしたい
- ・ 里山の公園化
- ・ ゴミをちゃんとすてる
- ・ 川の水がきれいになってほしい
- ・ 集落全体で草苅りなど地域の管理をおこなっていく

コミュニティ

- ・ 集まる機会を増やす（交流の場）
- ・ 葬式を簡略化する
- ・ 子どもから老人まで理解しあって仲良く暮らせること
- ・ 近所で一人暮らしの人をみる（月一回老人会、みんなで食事）
- ・ 福祉の里

. 里づくり計画



水を大切にしてきた野間。こうした水路脇の小さな花・みどりを大切に育てたい。

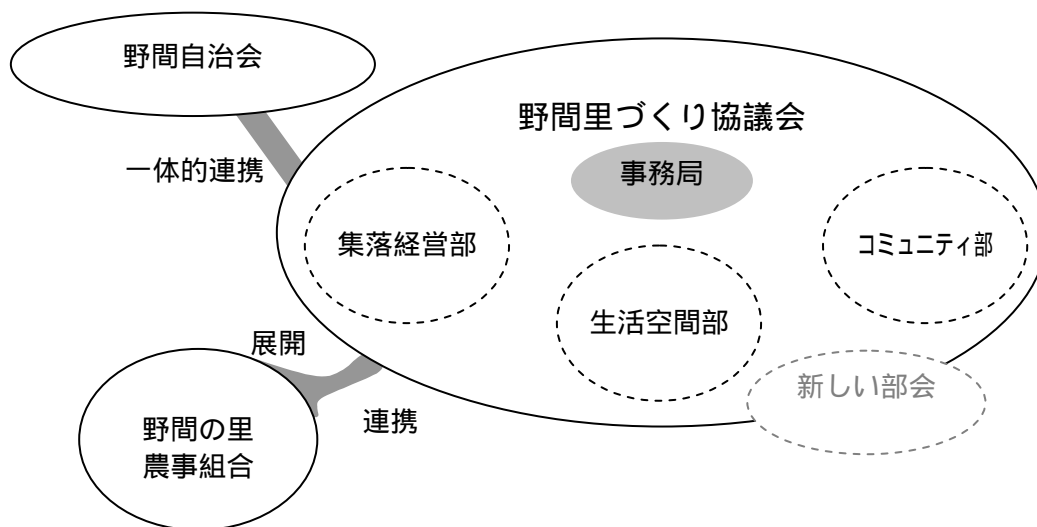
0 野間の里づくりをすすめる体制

里づくりの母体となる組織は、「野間里づくり協議会」ですが、先に整理した個々の課題に対応した3つの部会（プロジェクトチーム）をつくり活動をすすめることにしました。

集落経営部	集落全体をマネジメント（経営・管理）するという視点から、農地をはじめとする集落の土地の利活用、農業活性化等をすすめます。
生活空間部	花とみどりに囲まれた美しい景観づくり、ゴミ問題、交通の利便性・安全性など、快適な生活空間づくりをすすめます。
コミュニティ部	希薄になりがちな集落内のコミュニケーション（つきあい）を活発にするとともに、問題点については改善をめざします。

3つの部会は、里づくりの個々の活動を考える中心となりますが、活動実施の際には部会に関係なく、集落全員で取り組みます。

また、部会は絶対的で固定されたものではありません。時々の課題の解決や発生に対応して、解散、そして再設立することになります。「野間の里農事組合」のように部会から派生して、別の組織として活動をおこなうこともいいことです。



部会名	対応する主な課題
集落経営	後継者や新規住民の対応、住宅開発、空き屋や農地の管理・活用、農業活性化（特産品開発・集落営農・交流等）
生活空間	緑化、美化、道路交通の改善、用水・下水・川の整備、共同スペースの整備
コミュニティ	ふれあいの機会・場所・媒体づくり、社会福祉の充実 文化教室やイベント、冠婚葬祭の改善、歴史文化の伝承・保存

1 集落マネジメントをおこなう

- ・ 集落をマネジメントするという考え方のもと、ここでは「集落のマネジメントの考え」、「農地の管理、農業の発展のために」をまとめました。
- ・ 自治会と一体的連携のもと「集落経営部」を中心に検討し、今後の実行していく計画です。
- ・ その他にも、今後、後継者や新規住民の対応、新規住宅開発、空き屋や農地の活用法などの課題について継続して協議・活動をおこないます。

集落のマネジメント（経営・管理）の考え

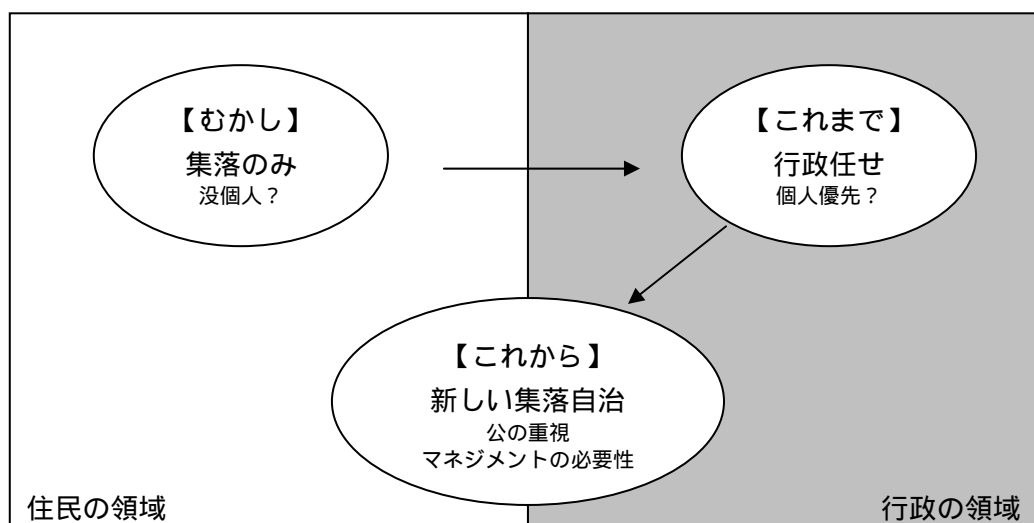
集落をマネジメントするというのは、すべてを個人の問題とせず、集落全体で野間の維持・発展をめざし、そのための土地、お金、人（移住や交流の推進など）の管理、経営（収益を得ることも含め）をおこなうということです。

昔は、集落の道路や橋、上下水道、広場、神社など、住民が共有する社会資本は、集落の住民がお金を出し合い整備し、管理してきました。また、農業においては、住民相互の協力なしでは成り立ちませんでした。

その名残はいくつかの部分で残っていますが、現在は、お金を出し合う行為は税金、実際の活動は行政へと取って代わりました。

今後の野間では、ともすれば行政任せとなっていたこうした活動を、もう少し自ら考え、実行していきたいと考えています。

とはいえ、昔のような集落自治のかたちに戻るということではありません。「参画と協働」といわれるように、集落としての野間が中心となり、行政や民間などと連携を深め、新しいかたちの野間の自治を進めていきたいと思っています。そのためには「マネジメント（経営・管理）」という考え方が重要と考えました。



農地の管理、農業の発展のために

野間の農業・農地を守り、発展させるための方法として、各個人での賃貸や作業委託だけに頼らず、集落ぐるみで農作業を助け合う仕組みをつくること、そして都市との交流を軸とした農業を展開することの2つを大きな柱とすることにしました。

そして、その中心となる組織として「野間の里農事組合」を設立することにしました。

農地の保全、農業の発展のための2つの柱

集落ぐるみの「助け合い」と後継者育成

- ・ 中心組織として「野間の里農事組合」を設立する。
- ・ 農業機械の共同利用・管理をおこなう。
- ・ 遊休農地の保全管理、作業委託・請負をおこなう。
- ・ 小規模農家と大規模農家の協調
- ・ 生産者グループの育成

交流型農業の展開、加工品開発

- ・ 貸し農園やオーナー制度による農地活用を目指す。
- ・ 野間のファンづくりをすすめる、農業体験ツアーなどの交流イベントを実施する。
- ・ 農業加工品の開発・販売をすすめる。
- ・ 空き家の利用

「野間の里農事組合」の概要

目的

今日、当村の農家は高齢、小規模、後継者の見通しもなく活力もない。この現状を少しでも明るくするには、お互いの助け合いで克服するよりない。しかし、今の農業では機械利用は不可欠であり、小規模農家は機械を購入する力はない。

農業機械の償却費をまかなえるか、オペレーターがあるか等、問題は多いが生産部や事業部の活動を通して糸口をみつけながら、集落で「助け合う」ことを目的とする。

組織

組合長	全体を統括する
機械利用部	田植え等、トラクターの利用と運営
収穫部	コンバイン、乾燥機、脱粒機の運営
生産部	水稻苗、黒豆などの生産運営
事業部	貸し農園、都市との交流、遊休農地の保全管理、作業請負

当初事業計画

トラクター・コンバイン・田植え機共同利用、黒豆乾燥機・脱粒機共同利用
水稻苗の生産「農協委託」、黒大豆生産、黒豆栽培体験ツアー

2 土地利用と建物に関する取り決め

- ・ 乱開発を避け適正な開発をうながすため、今後の野間の土地の利用の仕方、そして建物の建て方を決めました。
- ・ この計画は、既存の土地利用に関する法規制の上（「現行法規制図」p.29を参照）に、さらに詳細な土地利用を定めたもので、4種類の用途区域を設定するとともに、それぞれの用途区域における建築物用途も定めております（「土地利用計画図」p.30を参照）。

土地利用に関する既存の法規制

野間地区は、未線引きの都市計画区域内に位置し、兵庫県の『緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）』のゾーニングにおいては、計画区域の東北縁部の森林が「森を守る区域」、「森を生かす区域」に一部区分されるものの、大部分が「さとの区域」に区分されます。

また、区域の大部分をしめる農地のほとんどは、「篠山市農業振興地整備計画」において農業振興地域農用地区域となっております。

「現行法規制図」p.29のに、これらの区分を示しています。ただし、河川を除いた平地部分は、すべて緑条例「さとの区域」となるため表記していません。

補足

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（通称：緑条例）

適正な土地利用の推進、森林等の保全と緑化の推進、優れた景観の形成を図ることで自然環境と調和した潤いある地域社会を目指した兵庫県の条例で丹波地域では平成7年に施行、平成15年に見直しされました。

さとの区域

集落と農地が一体となって形成する田園の区域。良好な田園環境を保全するため、無秩序な開発を抑制するとともに、丹波らしい里づくりを進め、地域の活性化を図る区域。

農業振興地域農用地区域

農業振興の基盤となる農用地等を確保するため、集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地を「農用地区域」として定めて、原則として転用を禁止しています。転用には、農用地区域の変更（除外）手続きを行う必要があります。

今回の里づくり計画において定めた土地利用計画区分に沿った転用の場合においても個別の手続きが必要です。

用途地域の設定

開発の規制と誘導を適正におこない、ゆとりある田園空間を保全・創出するため、土地利用の用途を設定することは重要です。本計画では、土地利用計画として次の5種類の区域を設定しました。それぞれの区域は「土地利用計画図」p.30に示しています。

集落区域（10.2ha）

伝統的な低層住宅を中心とした良好な生活環境の保全と創造を図る区域。

- ・ 新規住宅開発は、既存住宅の間を埋め住宅密度を高めるのではなく、外側に拡張する方向でおこなうことを基本とする。（介在する菜園的農地の転用をさける）
- ・ 和風木造建築の戸建てを基本として、集合住宅や賃貸住宅の建設をおこなわない。

特定区域（3.7ha）

地域の環境と調和した一定規模の開発を可能とする区域。

- ・ 商業施設や公的施設の建築を可能とする区域。
- ・ 開発時には県道、篠山川対岸等（辨天橋、巖島神社を含む）からの視点、集落内から高城山を望む視点から、構造物・壁面が目立たないように配慮する。

農業区域（21.1ha）

将来にわたって農業生産基盤としての土地の区域。

- ・ 集落西部では、生産性を高める農業を重視する（高生産性農地）
- ・ 住宅周辺や東部では、菜園的農業や、市民農園やオーナー制度など交流型農業を積極的に展開する（ふれあい農地）

里山区域（1.9ha）

公園的整備をすすめる集落内外のレクリエーション、交流、そして生物生息（ビオトープ）の核となる里山づくりをすすめる区域。

- ・ 遊歩道や簡易な休憩施設整備をすすめる。
- ・ 公民館と一体的な利用をすすめる。

保全区域（11.9ha）

集落の人々の日常的な管理・活用によって守られてきた環境を将来にわたり保全するとともに、より良いものとするを旨とする区域。

- ・ 巖島神社を中心とした親水空間の整備（隣接広場を含む）をおこなう。

建築物の用途一覧表

5種類の用途区域毎に、建築物の用途を次のよう設定しました。なお、記載のない用途、特別の理由がある場合には、別途、里づくり協議会と協議をおこなうものとします。

		集落 区域	特定 区域	農業 区域	里山 区域	保全 区域
住居系	農家住宅			×	×	×
	一般住宅			×	×	×
	兼用住宅（一定規模以下の店舗・事務所 ¹⁾ ）			×	×	×
	アパート	×		×	×	×
農業系	農業用倉庫			²⁾	×	×
	農業生産加工施設			²⁾	×	×
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	×
	交流拠点施設			²⁾	×	×
	市民農園			²⁾	×	×
文教・医療福祉系	簡易休憩施設			²⁾		
	学校	×		×	×	×
	図書館、資料館	×		×	×	×
	公民館、集会所集落福祉施設			×	×	×
	一般老人福祉施設	×		×	×	×
	病院、診療所	×		×	×	×
	神社、寺院、教会	×		×	×	×
業務・商業系	コンビニエンスストア	×		×	×	×
	総合日用品店舗	×		×	×	×
	喫茶店・レストラン	×		×	×	×
	トラックターミナル	×	×	×	×	×
	風俗営業施設	×	×	×	×	×
	事業所・事務所	×		×	×	×
	自動車販売店舗	×		×	×	×
	ガソリンスタンド	×		×	×	×
倉庫・工場系	駐車場（建物を伴うもの）	×		×	×	×
	業務用倉庫	×		×	×	×
	資材置場	×	×	×	×	×
	工場	×	×	×	×	×

注1：協議会との事前協議をおこなうものとする。

注2：農振農用地の規制に従う。

注3：既存建築物の同規模の立て替えはこの限りでない。ただし協議会との事前協議をおこなうこと。

建物形態に関するルール

5種類の用途区域毎に、建物の形態については、次のような基準を設定しております。また、ゆとりある田園空間を確保のため、宅地と宅地の間には出来る限り農地を介在するようにするとともに、建物壁面は敷地境界から出来る限り控える（接道面を中心に3mを目安）ことを決めました。

	集落区域	特定区域	農業区域	里山区域
最低敷地面積	300 m ² 以上	250 m ² 以上	別途協議	別途協議
建ぺい率	50%以下	50%以下		
床面積	350 m ² 以下	500 m ² 以下		
容積率	100%	200%		
高さ制限	10m ¹	12m		

注1：2階以下を基本とする。特別な理由がある場合は別途協議。

注2：互いに隣接農地が皆無となる新規開発をおこなわないこととする。

注3：建物壁面は敷地境界（特に接道面）から出来る限り3m以上控えることとする。

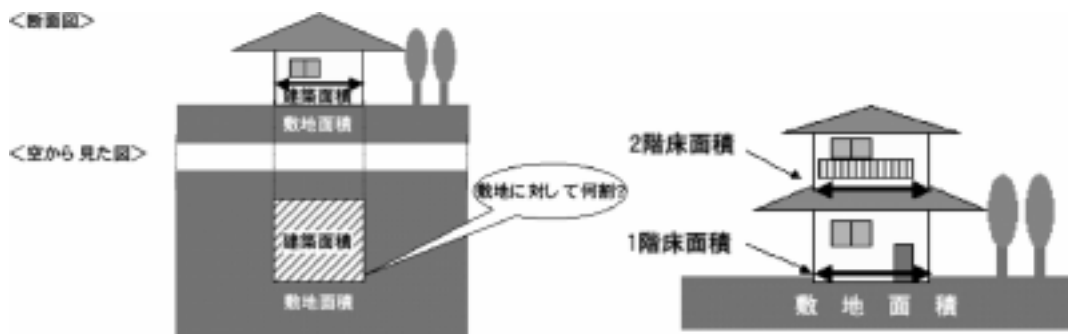
注4：既存建築物の同規模の立て替えはこの限りでない。ただし協議会との事前協議をおこなうこと。

補足

建ぺい率・容積率イメージ

$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}}$$

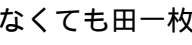
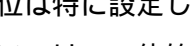
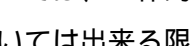


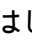
$$\text{容積率} = \frac{\text{延床面積(床面積の合計)}}{\text{敷地面積}}$$

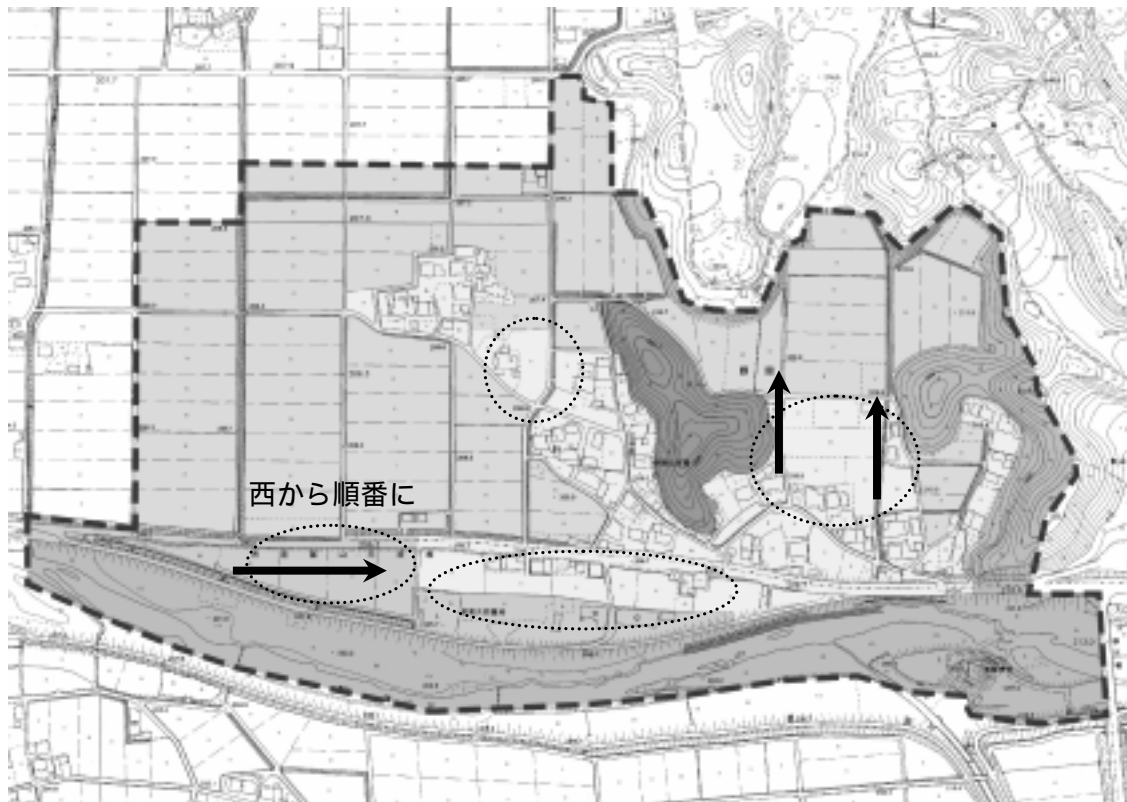


農振農用地の利用について

今回の土地利用計画では、今後の野間の持続可能な発展をうながすため、現在、農業振興地域農用地区域に指定されている農用地を、「集落区域」あるいは「特定区域」と設定し、ある程度の開発をすすめる区域を新たに設定しました。しかしながら、その反面で「農業区域」とした区域については転用を強く規制し、農業生産の向上、農地の保全管理をすすめることとし、メリハリのある土地利用をおこなうことにしました。

下図の ~ の波線で示す場所が、現在の農振農用地を今回「集落区域」あるいは「特定区域」としたところですが、開発を行う際には、特に次に示す基準に従って農用地指定の除外、転用を行うことを決めました。

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律をはじめとする法令を遵守する。
- ・ 「集落区域」または「特定区域」、それぞれの趣旨、ルールにあった開発をおこなうことを前提とする。
- ・ 一体的な開発でなくても田一枚ごとの開発を可能とする。また、、、 に開発の開発優先順位は特に設定しない。
- ・ ただし、 においては、一体的な開発を誘導しつつ西から東側へ順次開発する。
においては出来る限り 、 の矢印の順に開発をおこなう。



3 快適な生活空間づくりをすすめる

- ・ 野間の生活空間を快適で美しいものとするため、ここでは、「花・みどりの豊かな野間にするために」、「田園景観を守り・つくりだすために」という名称のもと、大きくは2つの計画をつくりました。
- ・ **生活空間部**が中心となり検討し、今後の実行していく計画です。
- ・ その他、今後、美化、道路交通の改善などの課題についても継続して協議・活動をおこないます。

花・みどりの豊かな野間とするために

花・みどりづくりの取り組みとルール

村山の公園化

- ・ 集落中央の村山の公園化的な整備・活用をおこなう。
(誰もが山で遊べる空間づくり)

社寺林、大きな木、そして柿や桜の木の保全

- ・ 巖島神社内の社寺林（銀杏、榎の木、すぎの木など）を守る。
- ・ 県道沿いの藤の木（岡さんのところ）を守る。
- ・ 各家にある柿の木、公民館や酒井弘さんのところの桜の木を守る。

花・みどりで問題改善

- ・ 墓地近くのゴミ置き場の美化をかねた緑化。
- ・ 駐車場を整備し周辺にサツキ等を植栽。ゴミも持ち込まないようにする。
- ・ 道路路面の緑化（桜並木の堤防を含む）（管理作業が困難なため、緑化による被覆管理をすすめる。また集落全員で草刈等を行うように推進）。

花・みどりをもっと増やす（直植えが基本）

- ・ 集落入り口を明示するような植栽（花壇やポケットパーク）をおこなう。
- ・ 用水路や集落内道路に沿った植栽をおこなう（野草など郷土種を中心に）。
- ・ 集落内道路における中高木の植栽、剪定管理をおこなう。

新たな開発時の緑化

- ・ 250㎡あたり1本の高木、20%以上の緑地の確保（緑条例さとの区域のルール）。
- ・ 特定区域内の開発においては、沿道、河川側双方に重点的に高木を配置し、県道、篠山川対岸等（辨天橋、巖島神社を含む）を視点場として構造物・壁面が目立たないように配慮する。

【集落内に散在する柿の木】
当たり前のものほど簡単にな
くなりやすい。
野間の秋を彩るものとして、
残しておきたい。



【村山の公園化】

集落内外の人が自然に親しみ交流の場と
なるように整備する。
公民館のあたりから、遊歩道をつける。
頂上には簡単なベンチを設置する。
雑木を伐採をおこなう。

道路、標識、その他の整備

具体的な整備案

歩道の延長と整備

集落前の県道沿いに整備されている歩道を西側に延長する。

また、舗装面については、現在凹凸があり自転車通行に多少の支障があるので改善の余地がある。

集落内の市道の整備

集落の基幹的な市道は交通の不便な箇所もある。道路沿いの水路の緑化、自然系アスファルトによる舗装などとあわせて、美しく安全な道路環境を長期的な視点からつくっていく。

墓地進入路の整備

墓地進入路の整備が不十分である。花・みどりでの修景とともに墓地へのアプローチとしての整備をおこなう。

集落進入路に交通安全標識の取り付け

集落進入路に交通安全標識、地域案内地図等を整備する。

田園景観を守り、つくりだすために

農とみどりに囲まれた田園として野間を守り、そして良いものとするために、景観形成に関する次のような基本的なルールを決めました。また、建物景観に関しては更に詳細なルールも決めました。

景観に関するルール

控えめな色と形、自己主張は細部（ディテール）で。

建物は、奇抜な色や形のものをつくらず、窓やドア、格子など細部のデザインで自己主張をしていく。

自然素材を極力もちいる。

どんな小さなものの整備でも極力自然素材、擬自然の素材を用いる。

近くの景観だけでなく、遠くからの景観にも気をつける。

建物等を建てる際には、身の回りの景観だけでなく、他の地点からみた景観への影響を配慮する。（やむなく建物等を建てる場合は、景観に馴染むように最大限配慮する）

・特に集落の借景となる高城山（「丹波富士」）が見られる視界の確保には配慮する。

集落内道路の高規格化

土系舗装や自然色アスファルト舗装（土に似せたアスファルト舗装）により、土と緑で覆われた集落景観をつくっていく。

遠くからも近くからも周りに景色になじむように気をつける。

【地形に沿った
なだらかな集落内道路】

道路端に花を植えるとともに、自然色アスファルト舗装をおこないさらに質を高める。



建物景観に関するルール

～美しく、統一感のあるまち並みづくりのために～

項目	内容
高さ・位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅と同等の屋根高を揃えるように努める。 ・ 既存住宅と隣接する場合は、ゆとりある空間を創出するために建築物を後退(敷地境界 3m を努力目標)するとともに極力高さを控える。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両勾配屋根とし、和瓦が望ましい。 ・ 基調となる色は黒、灰色、もしくは茶系とする。 ・ 分節・雁行形とし極力周辺と調和した意匠とするよう努める。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に面する外壁の位置は、敷地境界線からなるべく後退させる。 ・ 基調となる色は白漆喰による白色、灰色系または茶色とし、けばけばしいものは避ける。 ・ 特に、倉庫等で壁面が目立つ場合は、壁面緑化、色の組み合わせ、全面への高木の配置により、景観への調和をはかる。
建具 屋外設備 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や周辺の景観との調和に配慮し、けばけばしいものを避けるように努める。 ・ 敷地内に駐車スペースを確保するものとする。
塀・冊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生け垣の他、板塀・漆喰塀など周辺の塀との連続性に配慮し類似のものとする。 ・ ブロック塀についてはツタ等での被覆等緑化に努めること(新設の場合はその危険性・圧迫感から 0.8～1mまでの高さとし緑化を図ること)
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調の室外機やダクト類、設備関係のメーター類等は道路から見えにくい位置に整備する。 ・ やむをえずこれらの機器が道路から見える位置に配置される場合は、意匠に十分配慮した目隠しをする。
掲示物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外広告物の数量・規模はできるだけ制限し、地区の雰囲気になじむものとする。 ・ 高さは 3m以下とする。

- ・ 互いに支え合い、楽しい野間の暮らしを目指すため、新聞の発行や文化教室などの活動など行うことにしました。
- ・ **コミュニティ部**が中心となり検討し、今後の実行していく計画です。
- ・ その他にも、今後、非常時（地震等）の対策、高齢者対策といった社会福祉の充実、冠婚葬祭の改善、などの課題について継続して協議・活動をおこないます。

コミュニティづくりのための取り組み

住民みんなが仲良く暮らしたいことはいうまでもないが、現状ではいくつかの問題もあるように思える。生活が変わり交流が少なくなり隣の人とゆっくり話す機会が少なくなってきた。当村も高齢化で外に出歩くことも少なくなり住民の話題も限られてきている。

お互いに楽しく過ごすためには、村づくりの狙いとともにお互いが理解することが必要であると考えます。

少子高齢化は話題が狭くなったり、引きこもりになったり、前向きな話題や希望的、発展的な話題が少なくなったり、新鮮な気持ちが失われやすくなる。

このことを改善し、集落のコミュニケーションの有効効率化を目指すため以下の取り組みを計画し、実行する。

（コミュニティ部会より）

広報紙の発行

お互いが理解しあえることを目標として、身近で楽しい話題や心温まる話題、情報を提供する。

文化教室

市レベルで文化教室は開かれているが、地域の身近な仲間が集まって相互に学習する。

- ・ パソコン教室（2003年6月～ 週1回程度実施）
- ・ 料理教室
- ・ 健康教室

野間の歴史の^{へんさん}編纂

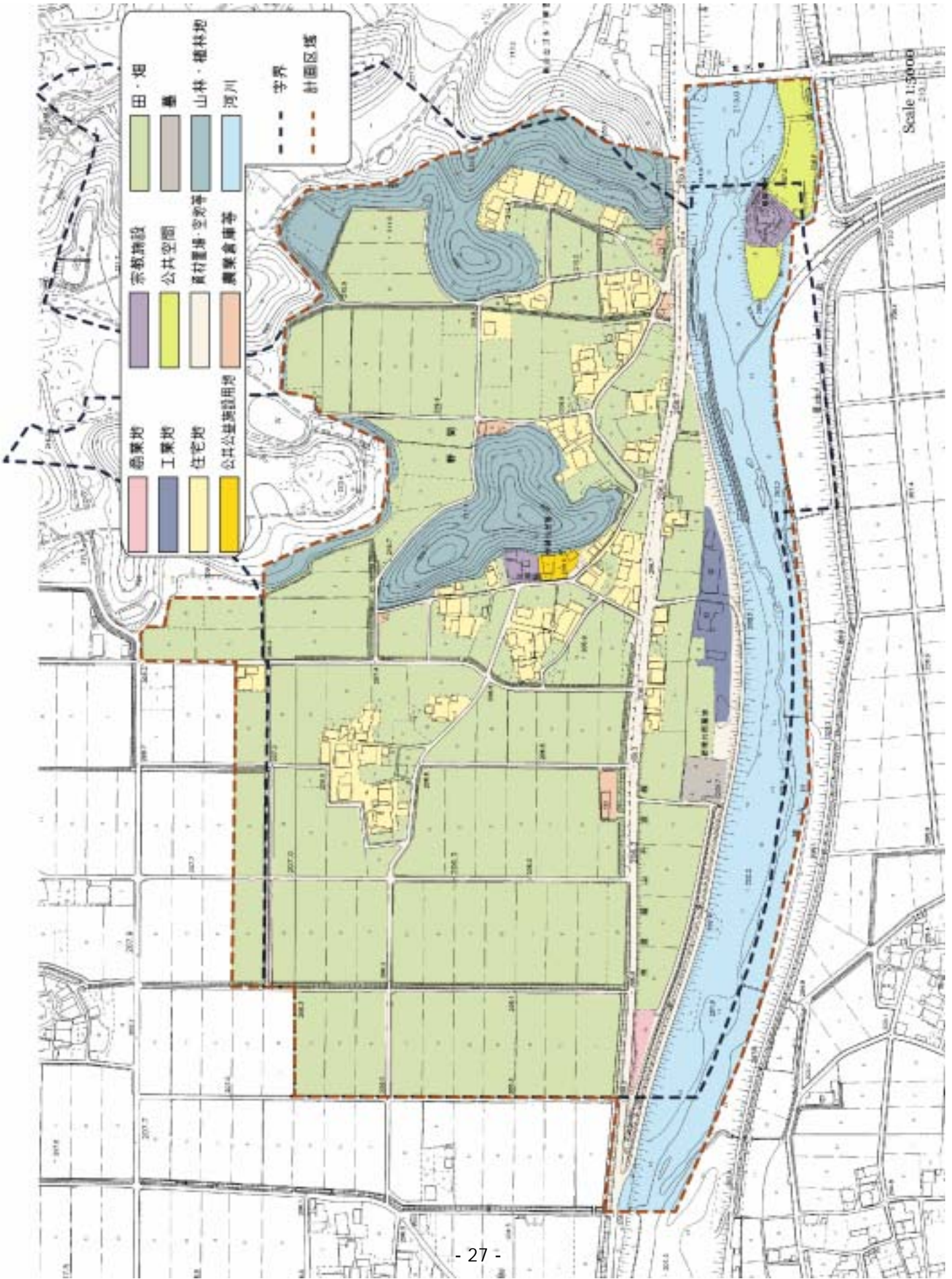
『野間の歴史』

言い伝えや、伝承、苦心の足取り、先人の努力の足取りなど後世に引き継ぎたいことをまとめる

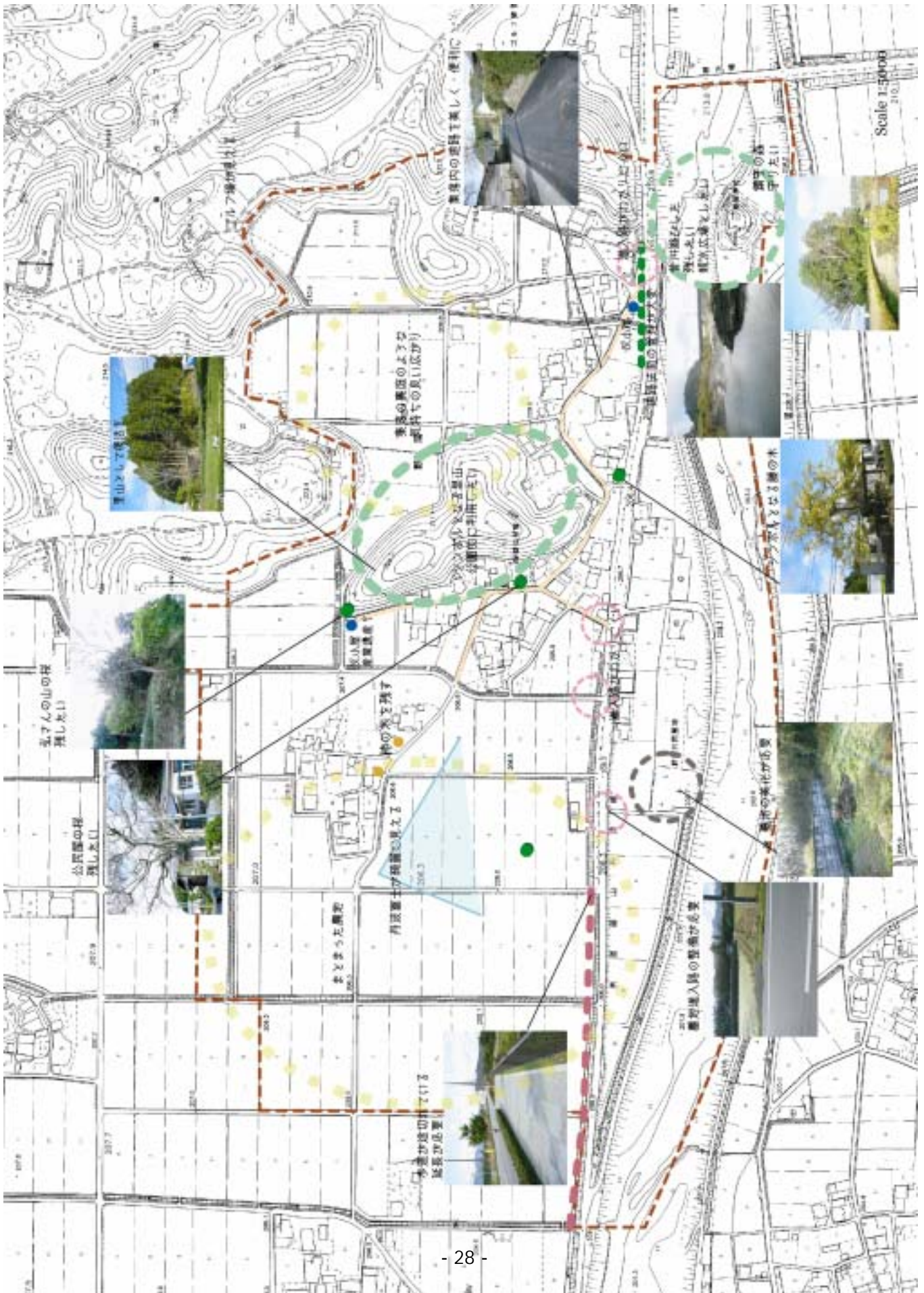
『野間の昔話』

子供向けに歴史の言い伝えを民話風にまとめ祖先の努力の足跡を知らせる

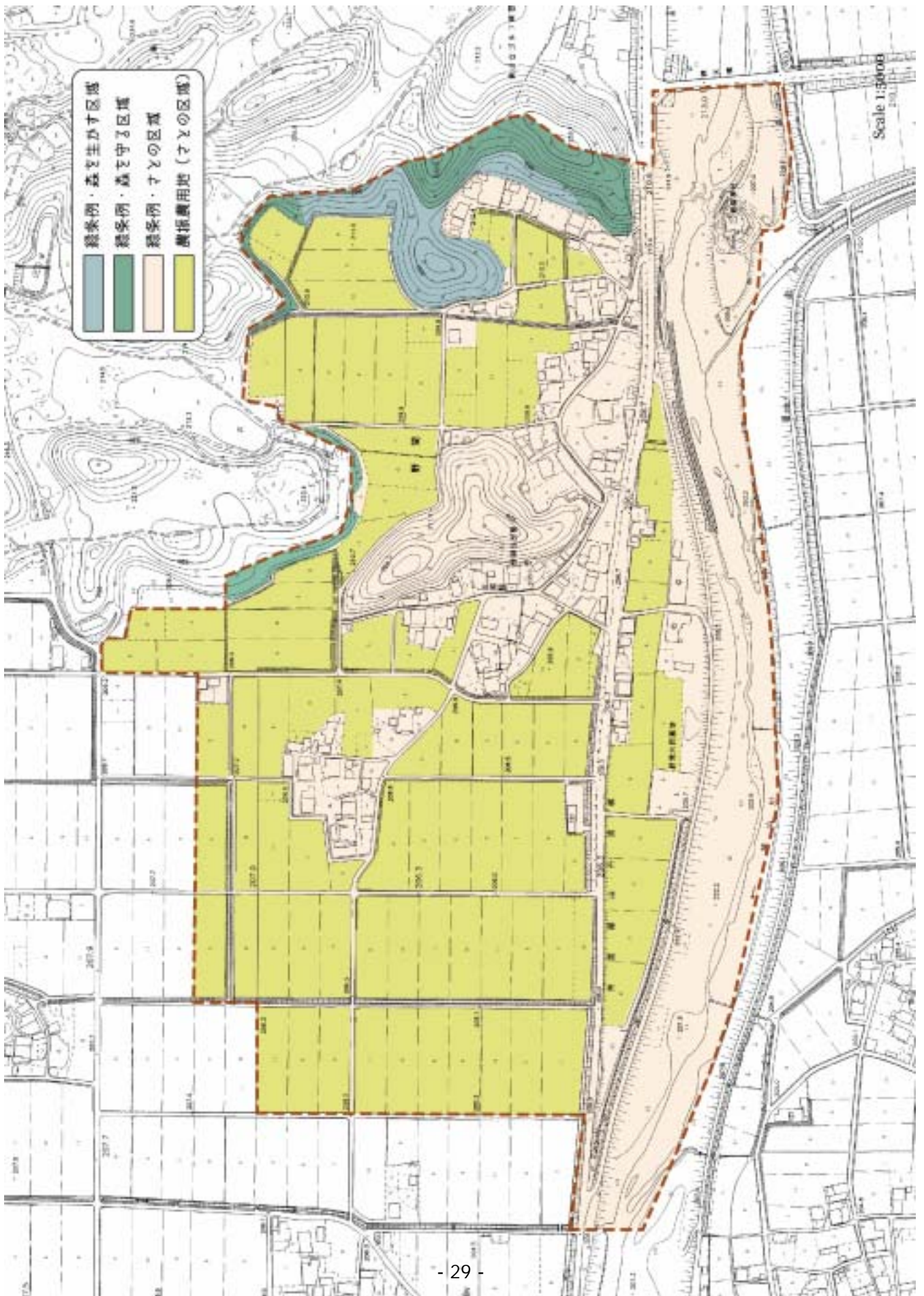
現況土地利用図



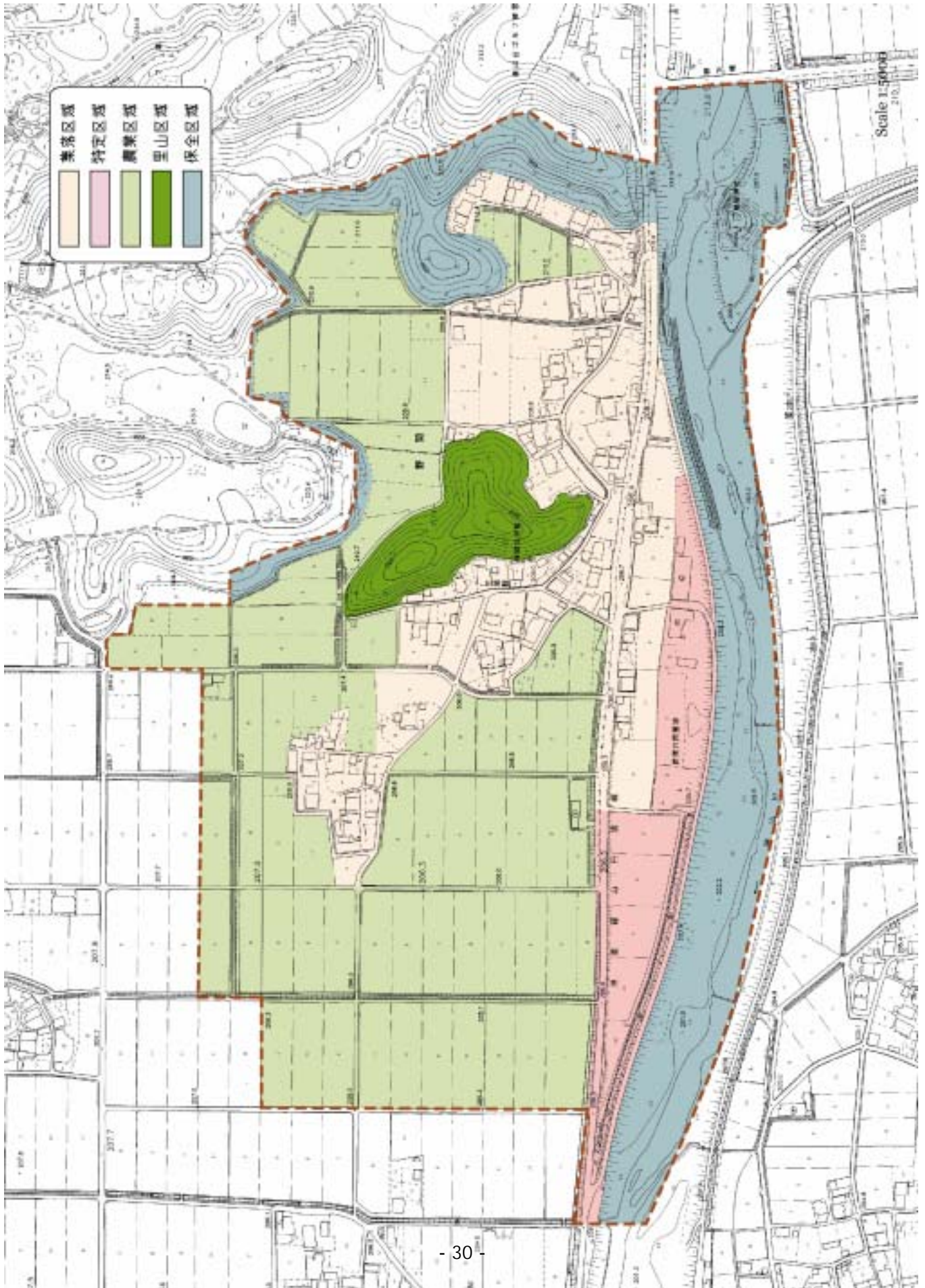
集落点検図



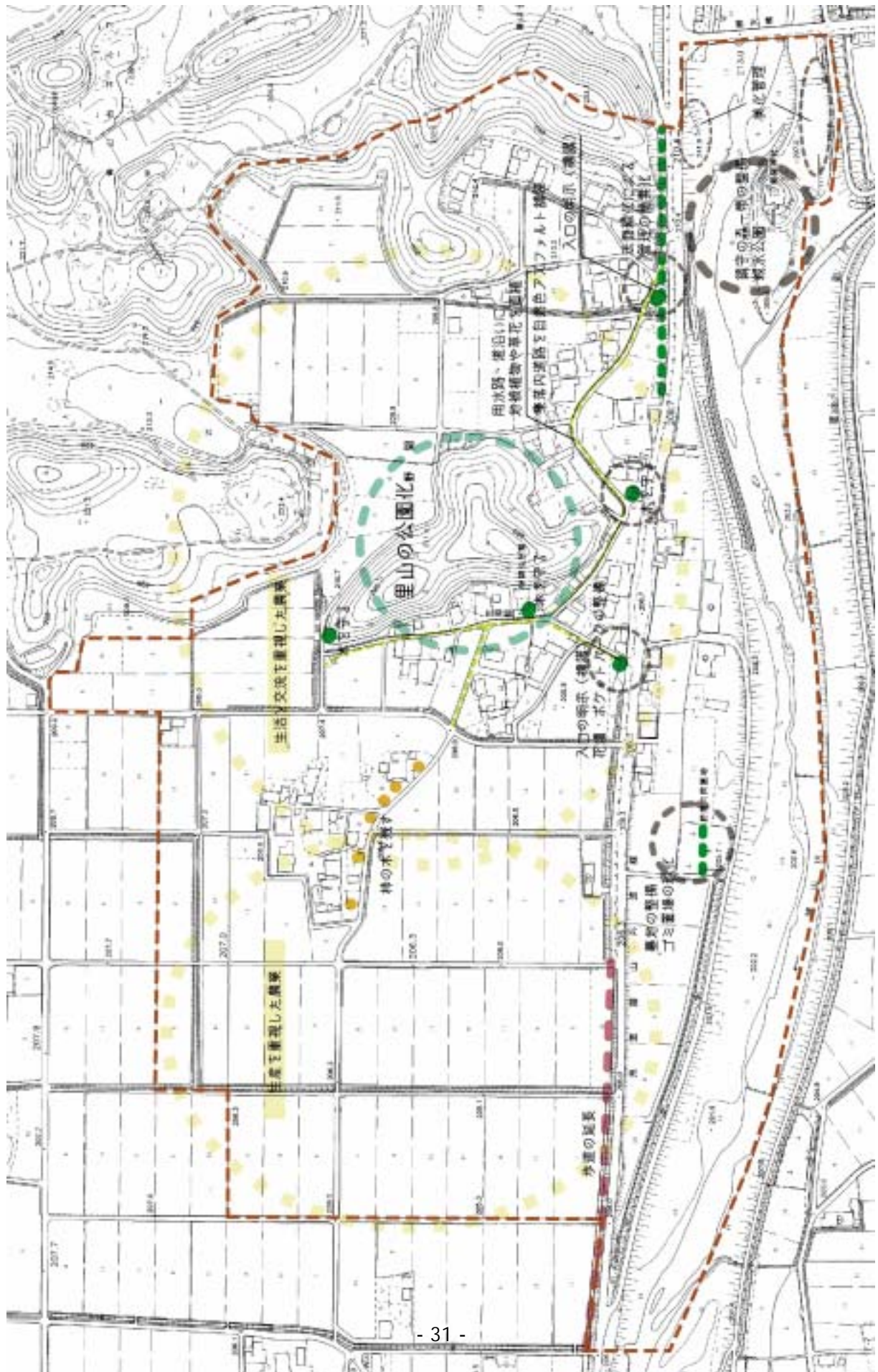
現行法規制図



土地利用計画図

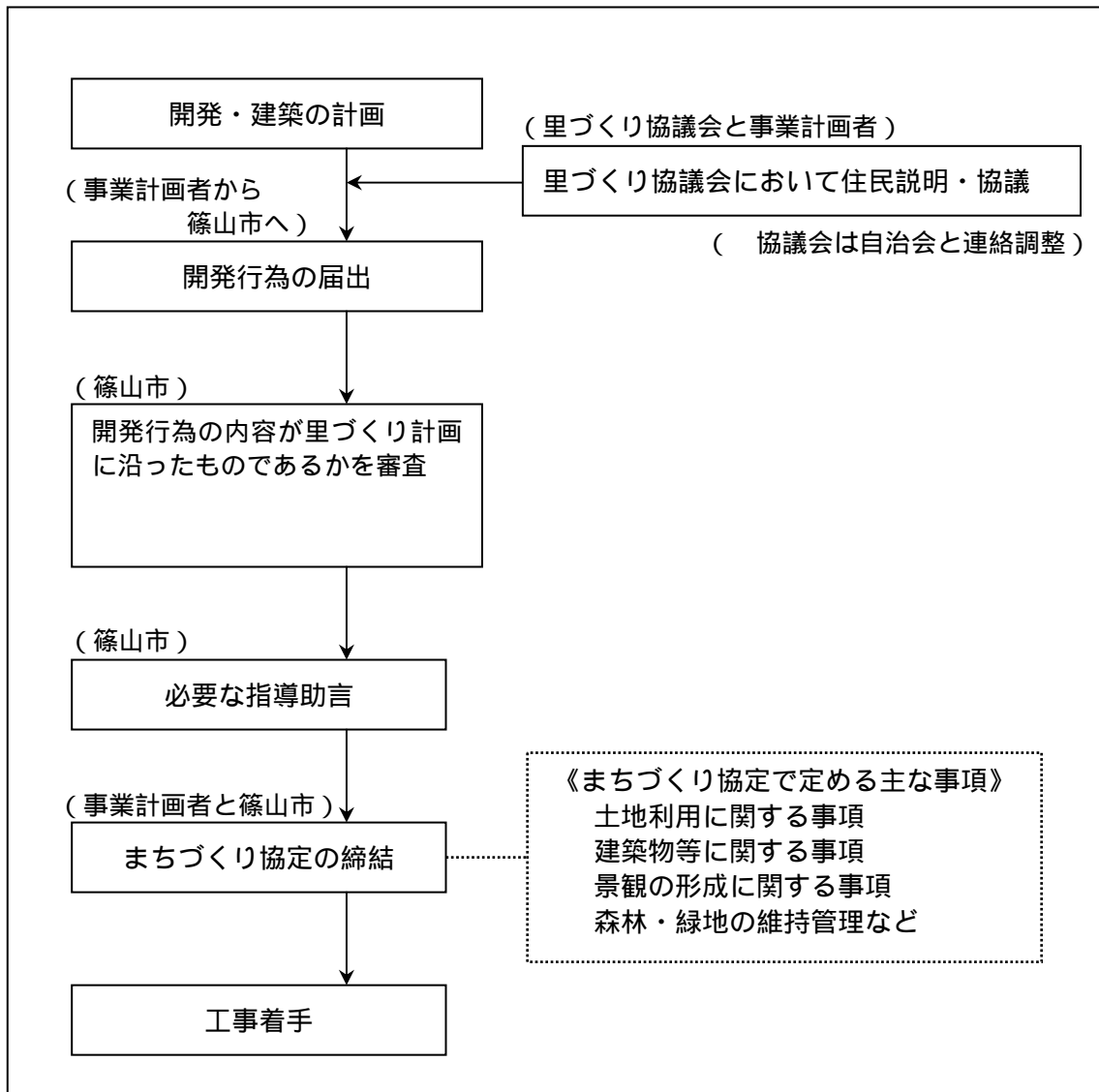


将来構想図



里づくり計画の達成を担保するための借置

本計画に掲げる事項の達成のために、「篠山市緑豊かな里づくり条例」に基づき“里づくり計画”として認定し、篠山市への開発行為の届出、届出基準に基づく審査指導等の手続きを行うものとします。以下に、届出等の手続きの概要を示します。



資料編

野間里づくり協議会規約

組織体制

今後の活動計画

1 野間里づくり協議会規約

名 称

第 1 条 本会は、野間里づくり協議会（以下協議会という）と称する。

区 域

第 2 条 協議会の活動区域は、次に挙げる区域とする。

野間公民館(トの坪 272,273)を中心とする、

(1) 東側は 野間 弁天橋とする。

(2) 南側は 野間 巖島神社とする。

(3) 西側は 八の坪 野間権利地とする。

(4) 北側は 山田前の坪 野間権利地とする。

以上 (1)(2)(3)(4) で囲む地域とする。

目 的

第 3 条 協議会は住民等の主体的な参画と協力によりコミュニティの醸成を図りながら、地区内の良好な地域環境を保全しつつ、少子高齢化が進む中、心豊かで潤いとゆとりのある地域社会の形成に努めることを目的とする。

事 業

第 4 条 協議会は前条の目的を達成するため。

(1) 地域のあるべき姿と、それを実現するための施策を示した、里づくり計画の策定と推進を図るものとする。

(2) 事業に円滑な推進を図るため事務局を置く。

組 織

第 5 条 協議会は次に挙げる者をもって組織する。

(1) 協議会の活動区域内に原則として住所を有する者。

(2) 協議会の活動区域内の土地若しくは建築物等を所有する者又はその権利を有する者。

(1)(2) 以外で協議会が活動に必要と認めた者は準会員とすることが出来る。

役員

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 部 長 3 名
- (3) 副部長 3 名
- (4) 事務局 会計 1 名
- (5) 補佐役 自治会長

役員を選出方法。

- (1) 部長・副部長は会員の互選で定め、会長及び事務局、
会計は、部長・副部長会で選考する。
- (2) 役員の任期は2年とする。
- (3) 役員の再選は妨げない。

職務

第 7 条 会長は会務を総括し協議会を代表する。部長は会長を補佐し会長不在の時は職務を代行し、部会の職務を掌握する。副部長は部長を補佐し部長不在の時は職務を代行する。事務局・会計は対外的な連絡及び情報の窓口とし、又会計関係の職務を行う。

会議

第 8 条 協議会の会議は会長が招集し議長となる。又部会の会議は会長又は、部長が招集し部長が会議の進行役を勤める。

総会

第 9 条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とし、通常総会は毎年1回4月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。総会は、代議員制にする。

(代議員は計画区域内に現住所のある人で一戸に一人とる)

役員会

- 第 10 条 協議会の円滑、合理的な運営を図るため。
- (1) 協議会に諮る事項についてあらかじめ審議、検討する為役員会を置くものとする。
 - (2) 役員会は、会長、部長、副部長、事務局、会計補佐役をもって構成する。

部会

- 第 11 条 協議会には、集落経営部、生活空間部、コミュニティ部、3部会の専門部会を置く。

経費

- 第 12 条 協議会の運営の費用は、補助金、その他の収入による。

年度

- 第 13 条 協議会の年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

補則

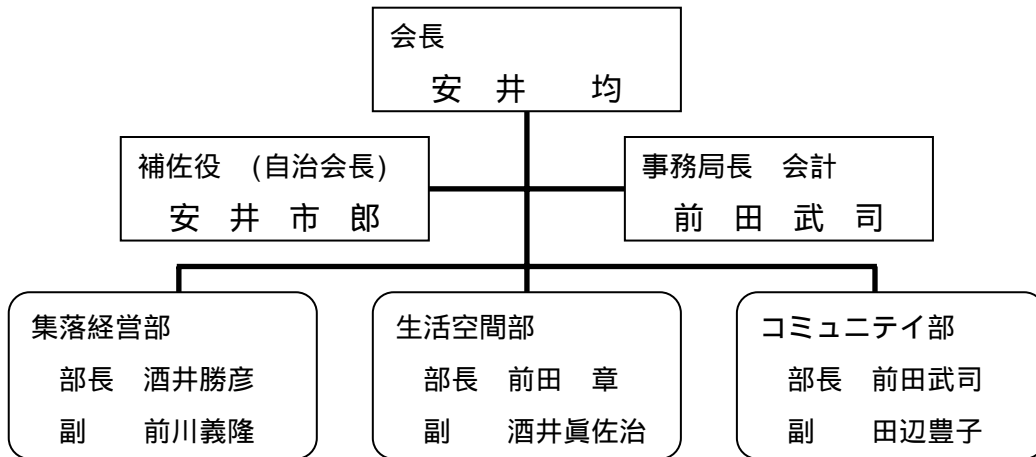
- 第 14 条 この規約に定める事の他に協議会の運営に必要な事項があれば改訂することが出来る。

附則

- (1) 本会設立時における役員会は暫定役員会とし、役員任期は平成16年3月末日をもって任期とする。
- (2) この規約は協議会にて承認された日をもって施行する事とする。

2

組織体制



集落経営部 部員	生活空間部 部員	コミュニティ部 部員
安井 市郎	酒井 民男	安井 良子
竹本 功	安井 武夫	土田美代子
竹本 寿郎	酒井眞佐治	前田 久美
酒井 弘	前川 利夫	西川みはる
前川 義隆	前田 幸一	前川美智恵
酒井 治平	安井 均	木村 芳美
酒井 勝彦	岡 秀夫	藤井 淑子
	酒井 一司	前田千恵子
	酒井 基男	前田 武司
	酒井智恵子	石川 潔
	前田 章	田辺 豊子
	酒井 行夫	
	酒井 節子	
	平田 二郎	
	前田 照好	
7 名	15 名	11 名

3

活動計画

- ・ 今回策定した計画を実行していくための当面のスケジュール。役割分担を次のように決めました。
- ・ こうした計画は「将来構想図」p.31にも示しています。
- ・ 集落のみんなの力をあわせて、より良い野間の里づくりを実現しましょう。

取り組み	主体となるグループ	すぐ	2~3年程度	5年程度
交流型農業の推進	集落経営			
生産者グループの育成	集落経営			
黒豆体験ツアー	集落経営			
貸農園	集落経営			
空き家の利活用	集落経営			
加工品開発	集落経営			
竹の子栽培	集落経営			
里山の公園化活動	集落経営・生活空間			
県道進入口の花壇整備	生活空間			
集落入口の標識取り付け	生活空間			
県道法面の緑化管理	生活空間			
花いっぱい活動	生活空間			
新聞づくり	コミュニティ	季刊		
文化教室 パソコン	コミュニティ	毎週		
健康教室	コミュニティ			
お花見会	コミュニティ			
手芸教室	コミュニティ			
野間の本 歴史	コミュニティ			
昔話	コミュニティ			
緊急連絡の体制づくり	コミュニティ			

(裏表紙絵：前田幸一 旧「弁天橋」)

